

香川県 市町別 移住・定住促進策一覧

市町別	制度の種別										個々の制度の名称・概要													
	補助等 住宅取得	補助 リフォーム 空き家	補助 リフォーム	家賃補助	転入奨励金	結婚奨励金	結婚新生活補助	施設 移住 運賃	移住 支援金	その他	制度(その1)		制度(その2)		制度(その3)		制度(その4)		制度(その5)		制度(その6)		制度(その7)	
											種別・名称	制度概要	種別・名称	制度概要	種別・名称	制度概要	種別・名称	制度概要	種別・名称	制度概要	種別・名称	制度概要	種別・名称	制度概要
高松市	○	○									【住宅取得補助等】 高松市住宅取得支援事業補助金 高松市立地適正化計画に定める居住誘導区域内に、自ら居住する住宅を取得した世帯を対象に補助 【補助対象者】 ①住宅取得に係るフラット35の債務者であること。 ②フラット35地域連携型及び「フラット35S」を利用していること。 ③住宅が全て高松市居住誘導区域内に含まれていること。 ④当該住宅に居住を開始する前日1年間は、居住誘導区域外に居住していたこと。 ⑤当該住宅に5年以上居住することを誓約できること。 ⑥世帯の構成員全員が市税を滞納していないこと。 ⑦暴力団員、または暴力団と密接な関係を有する者でないこと。 ⑧過去に、この補助金の交付を受けたことがない者であること。 【補助額】 ・新築 20万円 ※併せて住宅金融支援機構によるローン金利を一定期間引き下げ 【対象住宅】 玄関、居室、台所、浴室及び便所を備えた住宅で、次の要件を全て満たす住宅であること。 ①自らが居住するためのもので、別荘その他一時的に使用するものでないこと。 ②店舗等併用住宅の場合は、店舗等の面積が延べ面積の2分の1未満であること。 ③住宅部分の床面積が戸建て住宅は75平方メートル以上、共同住宅(マンション等)は共有部分を除き55平方メートル以上であること。	【空き家リフォーム補助】 高松市空き家改修等補助制度 香川県空き家バンク登録物件の所有者または利用者に対する補助 ①空き家の改修工事 補助率：2分の1 補助上限額：50万円 ※居住誘導区域内の空き家については、補助上限額60万円 ②家財道具処分(利用者は購入者に限る) 補助率：2分の1 補助上限額：10万円	【移住支援金】 高松市東京圏UJターン移住支援補助金 【補助対象者】 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上東京23区に在住または東京圏(条件不利地域を除く)に直近5年以上在住し、かつ東京23区内に所在する事業所に通勤していた者等(東京23区内の大学等への通学期間を含む)が高松市に移住し、次のいずれかの就業・起業の要件を満たした者 ①補助対象の中小企業等に就業した者 ②プロフェッショナル人材・先導的人材マッチング事業を利用して就業した者 ③テレワークでの勤務を行う者 ④関係人目と認められる者 ⑤香川県起業等スタートアップ支援補助金を活用し就業した者 ※高松市から転出した場合は、返還義務が発生します。 【補助額】 ○2人以上の世帯： ・基本要件 80万円 ・加算要件 ・子育て世帯 18歳未満の世帯員1人につき100万円 新婚世帯 5万円 自治会加入 2万5千円 たかまつ移住応援隊加入 2万5千円 居住誘導区域内に居住 10万円 ○単身世帯・最高60万円 ・基本要件 50万円 ・加算要件 自治会加入 2万5千円 たかまつ移住応援隊加入 2万5千円 居住誘導区域内に居住 5万円	【移住支援金】 高松市お試し移住促進事業補助金 【補助対象者】 高松市が実施する移住相談に参加した移住希望者が、次のいずれかを利用する場合 (1)お試し移住利用補助金 高松市と連携する宿泊施設(要登録)を利用する場合、お試し移住利用者1名に対し補助 (2)お試し移住協力補助金 お試し移住利用者に対し、まちな家内を実施した場合、宿泊施設に対し補助 【補助額】 (1)お試し移住利用補助金 利用者及び同行者1名一泊当たり2千円に、連続する宿泊日数(最大7日)を乗じた額 (2)お試し移住協力補助金 利用者に対して、まちな家内を実施した場合、5千円	【移住支援金】 高松市テレワーク移住補助金 【補助対象者】 住民票を移す直前に1年以上、県外に在住し、かつテレワークを活用して、転入前の仕事を継続する者 【補助額】 ・単身の移住の場合 25万円 ・世帯員が2人以上である世帯での移住の場合 35万円 ※移住に関する要件あり ※高松市から転出した場合は、返還義務が発生します。	【インスペクション・既存住宅売買瑕疵保険料補助】 高松市安心あんぜん住宅事業補助金 高松市内にある売買用の空き家バンク登録物件を対象に、インスペクション(既存住宅状況調査)に対する経費の一部・既存住宅売買瑕疵保険の加入経費の一部を補助 【補助対象物件】 ①交付の申請の日において香川県空き家バンクに登録されている空き家(売主申請)または空き家であった住宅(買主申請)であること ②所有者等が補助金の交付を受けてから、3親等内の親族またはこれと同等と認められる者に売却しないこと ③別荘でない住宅であること ④過去に補助金の交付を受けていない物件であること 【補助対象者】 ①空き家の所有者または空き家の売買契約を締結し、3年以上居住する意志のある者 ②暴力団員、または暴力団と密接な関係を有する者でないこと ③市税を滞納していないこと ④3親等内の親族またはこれと同等と認められる者から購入する者でないこと 【補助額】 ①インスペクション(既存住宅状況調査)補助金 状況調査に要する経費の2分の1の額(上限5万円) ②既存住宅売買瑕疵保険補助金 ア.所有者等である宅地建物取引業者が保険の加入に要する保険料等 イ.所有者等である売主または買主が保険の被保険者となる状況調査を行う事業者を支払う保険料等相当額 アまたはイの保険料相当額の2分の1の額(上限5万円)	【その他】 高松市リバースモーゲージによる高齢者住まい応援補助金 リバース60による融資を受ける、高松市に居住する高齢者に対する補助 【補助対象者】 (1)下記①～⑥の用途で、【リバース60】(ノンコース型かつ毎月利払い方式)を令和5年8月1日以降に契約している ①住宅の建設 ②住宅の購入 ③住宅の増築、改築、修繕 ④サ高住への入居一時金 ⑤住宅ローンの借換え ⑥債務者の子どもの世帯の住宅取得資金 (2)①の利用者の申請時点の住所が高松市内 (3)①の契約の担保物件が高松市内に存する (4)①の契約時点において60歳以上 (5)反社会的勢力ではない (6)市税の滞納無し (7)過去に補助金交付を受けたことがない 【補助額】 リバース60の契約後、第1回目から第12回目までの返済額(返済予定額を含む。)の合計額に3分の2を乗じて得た額(上限15万円、1,000円未満切り捨て)							
丸亀市		○	○								【移住支援金】 丸亀市奨学金返還支援事業補助金 若者の移住・定住による地域活性化を図るため、大学等の在学中に借り入れた奨学金の返還額の一部を補助。 【補助対象者】 ・大学等在学中に奨学金の貸与を受けた ・補助金の交付を申請する年度の末日において40歳未満 ・申請時点において、丸亀市に住居登録がある ・申請日もしくは大学等への進学で転出する直前に、継続して3年以上住民登録がある ・初回の申請日の3年前の日が属する年度の4月1日以後に奨学金の返還を始めた ・就業先からを除き、他の奨学金の返還補助を受けていないほか 【補助額】 1年度につき上限8万円(最大10年間申請可能)	【移住支援金】 丸亀市地方就職学生支援事業補助金 若者の移住・定住による地域活性化を図るため、東京圏から丸亀市に移住する場合、香川県内企業等の採用選考に要する経費の一部を補助。 【補助対象者】 ・大学の卒業年度において、東京圏内(埼玉、千葉、東京、京都、神奈川)に居住し、かつ本部が東京都内にある大学の東京圏内のキャンパスに原則4年以上在学し、卒業後に丸亀市に移住する ・東京圏以外に所属する企業に就職が内定し、勤務地が香川県内にある 【補助額】 往復交通費の1/2以内(上限43,300円)	【移住支援金】 丸亀市東京圏移住支援事業補助金 【補助対象者】 移住直前の10年間のうち、通算5年以上かつ直前の連続した1年以上、東京23区に在住または東京圏(条件不利地域を除く)に在住し東京23区内への通勤・通学をしていた者が丸亀市に移住し、中小企業等に就業または起業した場合、またはプロフェッショナル人材事業等を利用して就業した場合、もしくは自己の意思で移住し、テレワークを行う場合に、移住に要する費用を補助 【補助額】 ①2人以上の世帯100万円(18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者1人につき最大100万円を加算) ②単身の場合60万円	【結婚新生活補助】 丸亀市結婚新生活支援補助金 若者の新婚新生活を支援するために、住宅費や引越費用の一部を補助 【補助対象者】 ・夫婦いずれもの年齢が、婚姻届が受理された時点で39歳以下 ・住宅が丸亀市にあり、かつ、丸亀市に住居登録を有し、居住 ・夫婦の所得を合算した額が500万円未満 など 【内容】 ①香川県外に住所を有する子育て世帯の構成員 ②子育て世帯の全員が丸亀市へ移住する際に引越業務を事業者へ委託した者 ※その他にも補助要件あり 【補助額】 ①1泊につき1人3,000円(2泊上限、1人1回まで) ②補助対象経費の10分の10(15万円上限)	【移住支援金】 丸亀市子育て世帯離島移住促進補助金 子育て世帯(義務教育修了前の子を扶養している世帯)の離島への移住及び定住を促進するために、移住等に要する経費の一部を補助 【内容】 ①島内に居住する家屋を探る活動や島内での子育て環境等を調査・体験する活動のため、離島に滞在した際の宿泊費用の補助 ②離島への引越費用の補助 【補助対象者】 ①香川県外に住所を有する子育て世帯の構成員 ②子育て世帯の全員が離島へ移住する際に引越業務を事業者へ委託した者 ※その他にも補助要件あり 【補助額】 ①1泊につき1人3,000円(2泊上限、1人1回まで) ②補助対象経費の10分の10(15万円上限)	【空き家リフォーム補助】 丸亀市離島空き家リフォーム補助金 丸亀市の島嶼部の空き家を島暮らし体験住宅または移住者用の住宅として活用する際に、住居リフォーム工事に要する費用を予算の範囲内で補助 【補助対象者】 ・空き家の所有者 ・空き家の所有者と賃貸借契約または売買契約を締結した移住者や体験住宅を運営する者等 ※その他にも補助要件あり 【補助額】 補助対象経費の10分の9 (上限200万円)	【その他】 丸亀市離島空き家財道具等処分費補助金 丸亀市の島嶼部の空き家を島暮らし体験住宅または移住者用の住宅として活用する際に、家財道具等の処分にかかる費用を予算の範囲内で補助 【補助対象者】 ・空き家の所有者 ・空き家の所有者と賃貸借契約または売買契約を締結した移住者や体験住宅を運営する者等 ※その他にも補助要件あり 【補助額】 補助対象経費の10分の10 (上限10万円)							
坂出市	○	○									【空き家リフォーム補助】 坂出市移住促進・空き家改修補助金 空き家バンク登録物件の利用者に対し、リフォーム等の経費の2分の1を補助。補助上限額は次のとおり 1.申請者が市外からの移住者または移住予定者で、居住誘導区域内の空き家をリフォームする場合(上限200万円) 2.申請者が市外からの移住者または移住予定者で、居住誘導区域外の空き家をリフォームする場合(上限150万円) 3.申請者が市外からの移住者または移住予定者以外の者で、居住誘導区域内の空き家をリフォームする場合(上限150万円) 4.申請者が市外からの移住者または移住予定者以外の者で、居住誘導区域外の空き家をリフォームする場合(上限100万円)	【住宅取得補助等】 だったら、さかいで本気でゼロカーボン生活応援補助金 坂出市内に新たに建築されたネット・ゼロ・エネルギーハウス(ZEH)を取得した方に、100万円を補助 【補助対象住宅】 ・国が実施するZEHを対象とする補助金によりZEHであることが示されているものまたはBELS評価書によりZEHであることが示されているもの など 【補助対象経費】 ・令和5年4月1日～令和8年3月31日に、補助対象住宅を取得するのに要した費用	【空き家リフォーム補助】 坂出市移住促進・空き家活用型事業所整備補助金 県外事業者が移住を伴い、空き家バンク登録物件を購入し、事業所として使用するため、改修等経費の一部を補助 【補助対象者】 空き家を購入した法人事業者または個人事業者 【補助額】 2分の1(上限額 法人事業者400万円、個人事業者200万円)	【家賃補助】 坂出市移住促進家賃等補助金 移住者の民間賃貸住宅の賃借に要する家賃等の一部を補助 【要件】令和5年3月31日までに転入しており、県外で3年以上居住していた方、転勤や就学その他一時的な居住でないこと、転入時点で世帯員がいずれも40歳以下であること、単身世帯でないこと 等 ①家賃補助金：「賃借料(管理費、共益費、駐車場料金を除く)一住宅手当」×1/2の額(上限2万円)・転入月の翌月から24か月までの期間のうち連続する12か月 ②初期費用補助金：「賃貸借契約に関して要した初期費用の合計額×1/2(上限6万円)・1回限り	【移住支援金】 坂出市東京圏UJターン移住支援補助金 【補助対象者】 ①本市へ住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住し、または東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、かつ東京23区への通勤をしていた。②本市へ住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区に在住し、または東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、かつ、東京23区へ通勤していた。③かつ②の条件の者等が、坂出市に移住し、中小企業等に就業、プロフェッショナル人材事業等を利用して就業または起業した者、もしくは自己の意思で移住し、テレワークを行う者に、移住に要する費用を補助 【補助額】 2人以上の世帯100万円/単身の場合60万円 子育て世帯加算 18歳未満の者一人につき100万円	【結婚新生活補助】 坂出市結婚新生活支援補助金 若者の新婚新生活を支援するために、住宅取得費用・住宅賃貸費用・引越費用・リフォーム費用の一部を補助 【補助対象者】 ・夫婦いずれもの年齢が、婚姻届が受理された時点で39歳以下 ・住宅が坂出市にあり、かつ、坂出市に住居登録を有し、居住 ・夫婦の所得を合算した額が500万円未満 など 【内容】 ①香川県外に住所を有する子育て世帯の構成員 ②子育て世帯の全員が丸亀市へ移住する際に引越業務を事業者へ委託した者 ※その他にも補助要件あり 【補助額】 ①1泊につき1人3,000円(2泊上限、1人1回まで) ②補助対象経費の10分の10(15万円上限)								

香川県 市町別 移住・定住促進策一覧

	制度の種別										個々の制度の名称・概要																				
	住宅取得補助等	リフォーム補助	リフォーム補助	家賃補助	転入奨励金	奨励金	結婚新生活補助	施設運営費	移住支援金	その他	制度(その1)		制度(その2)		制度(その3)		制度(その4)		制度(その5)		制度(その6)		制度(その7)								
											種別・名称	制度概要	種別・名称	制度概要	種別・名称	制度概要	種別・名称	制度概要	種別・名称	制度概要	種別・名称	制度概要	種別・名称	制度概要	種別・名称	制度概要	種別・名称	制度概要			
普通寺市	○			○						○	○	○	○																		
											【住宅取得補助等】 普通寺市住宅建設資金等融資利子補給事業	【移住者支援金】 普通寺市地方就職学生支援事業補助金	【リフォーム補助】 普通寺市民間住宅リフォーム支援・市内商業活性化事業	【家賃補助】 普通寺市移住者支援家賃補助金	【結婚新生活補助】 普通寺市結婚新生活支援補助金	【移住支援金】 普通寺市東京圏UJターン移住支援補助金															
											市指定金融機関の住宅ローンの貸付を受けた場合、その支払利子額の一部を5年間補給(上限:新築等5万円、増築等2万5千円)	【対象者】 ・大学卒業年度において、東京都内に本部がある東京圏(一部対象外規定あり)のキャンパスに4年以上在学し、卒業する見込みの方。 ・勤務地が香川県内にあり、市内に居住する意思がある方。 【内容】 企業に就職するために卒業年度の6月1日以降の採用選考に要した往復交通費のうち、1回分の経費の2分の1または上限額のどちらか低い額を補助する。	市民が居住する住宅のリフォームを、市内業者が施工した場合の費用(30万円以上の工事が対象)の20%相当額(上限20万円)を普通寺市商品券で交付する。 また、市内にある対象ブロック等を市内業者が撤去した場合の費用の50%相当額(上限10万円)を普通寺市商品券で交付する。	【対象者】 ・香川県外に3年以上居住した後転入した方。 ・夫婦のいずれか一方が40歳以下である世帯、または18歳以下の子を含む世帯。 【内容】 ・家賃の2分の1と2万円のどちらか低い額を最大12か月間補助	【対象者】 ・婚姻届日現在で夫婦ともに39歳以下である世帯。 ・夫婦の所得を合算した額が500万円未満である世帯。 【内容】 ・婚姻を機に新たに市内の住宅を賃貸する際に要した礼金、仲介手数料及び引越費用について補助。 世帯上限:29歳以下60万円、30~39歳30万円	【補助対象者】 ① 移住前10年間のうち、東京23区に通算5年以上在住した者または東京圏(条件不利地域を除く)に在住し、かつ東京23区に所在する事業所に通算5年以上通勤した者で、移住する直前に連続して1年以上東京23区または東京圏(条件不利地域を除く)に在住し、東京23区内へ通勤していた者が普通寺市に移住し、中小企業等に就業、プロフェッショナル人材事業等を利用して就業または起業した者、もしくは自己の意思で移住しテレワークを行う者に、移住に要する費用を補助。 ② ①を満たしかつ、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行っている者。 【補助額】 2人以上の世帯100万/単身の場合60万 子育て世帯は、18歳未満の者1人につき100万円を加算															
観音寺市		○									○	○																			
											【空き家リフォーム補助】 観音寺市空き家リフォーム事業補助金	【空き家リフォーム補助】 観音寺市移住促進・空き家活用型事業所整備補助金	【移住支援金】 観音寺市東京圏UJターン移住支援補助金	【その他】 お試し移住体験制度																	
											空き家バンク登録物件の所有者または購入者等に対し、リフォーム等の経費の2分の1を補助。補助上限額は次のとおり ① 空き家のリフォーム(上限100万円) ② 不要物撤去(上限10万円)	県外事業者が移住を伴い、事業所として使用するため空き家を購入した際、改修等することに対し、その改修費等を補助する。 【補助対象者】 空き家を購入した法人事業者及び個人事業主 【補助額】 補助対象費用の2分の1。補助上限額は下記のとおり。 ・法人事業者 400万円 ・個人事業主 200万円	【補助対象者】 (1)本市に転入する「直前の10年間のうち、通算5年以上東京23区に居住または通勤」かつ「直前に1年以上連続して、東京23区内に居住または通勤していた者」。 (2)本市への転入後3か月以上本市に居住し、1年を経過していないこと (3)「就業に関する要件」、「テレワークに関する要件」または「起業に関する要件」を満たす者。(詳細はお問合せください) 以上を全て満たす者に、移住に要する費用を補助。 【補助額】 2人以上の世帯100万/単身の場合60万 子育て世帯加算:18歳未満の者1人につき30万円加算	【対象者】 香川県外に住所を有し本市への移住を希望する者に対し、移住を目的とした活動を行うため、対象の市有施設を連続して3泊以上29泊以内の間宿泊する場合、使用料の一部を免除する。 【対象施設】 豊浜コミュニティセンター(海の家) 1人につき1泊当たり2,000円を超える額を免除																	
さぬき市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	【住宅取得補助等】 さぬき市定住促進奨励金	【空き家リフォーム補助】 さぬき市空き家リフォーム支援事業	【リフォーム補助】 さぬき市住宅リフォーム支援事業	【転入・定住奨励金】 さぬき市三世代同居・近居支援金	【結婚新生活補助】 さぬき市結婚新生活支援事業	【移住支援金】 さぬき市東京圏UJターン移住支援補助金	【その他移住・定住促進支援】 さぬき市お試し滞在宿泊助成金														
											令和9年1月1日までに新築または購入により市内の住宅を取得し、居住している方を対象に、住宅の固定資産税額の2分の1に相当する額を新たに固定資産税が課税された年度から3年間交付。	空き家バンク登録物件の所有者または利用者に対し、リフォーム等の経費の2分の1を補助。補助上限額は次のとおり。 ① 住宅改修費(上限100万円) ② 家財処分費(上限10万円)	築3年以上の住宅の改修費用の10%相当額(上限20万円)をさぬき市共通商品券で交付。	【移住】 市内に住む親、子世帯との同居または近居を目的に転入し、引き続き定住するなどの要件を満たす方に、10万円分のさぬき市共通商品券を交付。 【定住】 孫が誕生した市内三世代を対象とし、引き続き定住するなどの要件を満たす方に、10万円分のさぬき市共通商品券を交付。	若者の新婚新生活を支援するために、住宅費や引越費用の一部を補助 【補助対象者】 ・婚姻届が受理された時点で夫婦いずれも年齢が40歳未満である。 ・住宅がさぬき市にあり、かつ、さぬき市に住民票がある、居住している。 ・夫婦の所得を合算した額が500万円未満 など 【内容】 ・婚姻を機に支払った住宅賃貸費用や引越費用について、30万円(婚姻届が受理された時点で夫婦いずれも年齢が30歳未満である場合は60万円)を上限に補助。	【補助対象者】 市へ転入する直前の10年間うち、東京23区に通算5年以上在住した者または東京圏(条件不利地域を除く)に通算5年以上在住し、かつ東京23区に所在する事業所に通算5年以上通勤した者等がさぬき市に移住し、中小企業等に就業、プロフェッショナル人材事業等を利用して就業、テレワークまたは起業した者に、移住に要する費用を補助(ただし、市へ転入する直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住または東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと) 【補助金額】 ・2人以上の世帯 100万円(18歳未満の世帯員がいる場合は1人につき100万円を加算) ・単身世帯の場合 60万円															
											【空き家リフォーム補助】 さぬき市移住促進・空き家活用型事業所整備補助金	【家賃補助】 さぬき暮らし応援補助金	【結婚定住奨励金】 さぬき市結婚定住奨励事業	【移住体験施設運営】 さぬき市移住体験ハウス																	
											県外に3年以上居住した後に県内に転入し引き続き市内に在住する事業者に対し、空き家バンク登録物件を購入し事業所として使用するために改修等に要する費用の2分の1を補助。補助上限額は次のとおり。 ① 香川県補助金の交付対象に該当する場合 400万円(法人事業者) 200万円(個人事業主) ② 香川県補助金の交付対象に該当しない場合 200万円(法人事業者) 100万円(個人事業主)	【学生】 令和4年度から7年度までに学生となった18歳以上の方のうち、進学を機に市内の民間賃貸住宅を借りて入居し、令和4年3月から令和7年6月までの間に市内へ転入または市内転居の届出を行った方に対して、家賃(月額)の1/2に12を乗じた額(上限6万円)を最長4年間助成。 【若者世代】 18歳から39歳までの方のうち、市外から転入して市内の民間賃貸住宅を借りて入居し、令和4年7月から令和7年6月までの間に市内へ転入の届出を行った方に対して、家賃(月額)の1/2に12を乗じた額(上限12万円)を最長2年間助成。	夫婦のいずれかが40歳未満で結婚し、婚姻日から6か月以内に夫婦ともにさぬき市に住民登録し、市内に1年以上住んだ夫婦に、1組当たり10万円分のさぬき市共通商品券を交付。 <条件:令和9年3月31日までの婚姻>	本市への移住を希望される方に実際の本市での暮らしを体験し、移住へのステップ及びサテライトオフィス等を設置するためのお試し勤務をする機会として、住宅(宿泊施設)を運営 2棟 さぬき市への移住希望者 利用料:1日2,000円 利用期間:5日以上90日以内(年末年始を除く。)																	

香川県 市町別 移住・定住促進策一覧

	制度の種別										個々の制度の名称・概要														
	住宅取得補助等	リフォーム補助	空き家バンク補助	リフォーム補助	家賃補助	転入奨励金	結婚奨励金	結婚新生活補助	施設運休当戻	移住支援金	その他	制度(その1)		制度(その2)		制度(その3)		制度(その4)		制度(その5)		制度(その6)		制度(その7)	
												種別・名称	制度概要	種別・名称	制度概要	種別・名称	制度概要	種別・名称	制度概要	種別・名称	制度概要	種別・名称	制度概要	種別・名称	制度概要
東かがわ市	○	○			○						○	○	【住宅取得補助等】東かがわ市若者住宅取得補助事業 申請者またはその配偶者が満40歳以下で住宅を取得した場合に、最大100万円を補助。 【補助額】 ・新築(建売)住宅: 上限100万円(補助率1/10) ※市内業者が施工の場合上限100万円、市外業者の場合上限90万円 ・中古住宅: 上限100万円(補助率1/2)	【空き家リフォーム補助】東かがわ市空き家リフォーム事業補助金 空き家バンク登録物件の所有者または利用者に対し、リフォーム等の経費の1/2を補助。 【補助額】 ・市内業者施工の場合 上限100万円 ・市外業者施工の場合 上限90万円 【空き家リフォーム補助】東かがわ市テレワーク等空き家改修事業補助金 空き家バンク登録物件を購入し事業所として利用する県外に本店がある法人事業者及び個人事業主に対し、改修経費の1/2を補助。 【補助額】 法人事業者 上限400万円 個人事業主 上限200万円	【家賃補助】東かがわ市新婚等世帯家賃助成金事業 婚姻届出日または宣誓証明書等の交付時点の夫婦またはパートナーのいずれかが40歳以下の新婚世帯が、市内の民間賃貸住宅に居住した場合に1世帯当たり月額1万円以内を補助(最長24か月) 【補助額】 ・夫婦いずれもが29歳以下 上限60万円 ・夫婦いずれもが39歳以下 上限30万円 【対象経費】 婚姻を機に支払った住居費用(購入費、礼金、敷金、仲介手数料)引越費用及びリフォーム費用	【結婚新生活補助】東かがわ市結婚新生活支援補助金 若者の新婚新生活を支援するために、住居費用、引越費用及びリフォーム費用の一部を補助。 【補助対象者】 ・夫婦いずれもの年齢が、婚姻届が受理された時点で39歳以下である。 ・夫婦の所得を合算した額が500万円未満 など 【補助額】 ・夫婦いずれもが29歳以下 上限60万円 ・夫婦いずれもが39歳以下 上限30万円 【対象経費】 婚姻を機に支払った住居費用(購入費、礼金、敷金、仲介手数料)引越費用及びリフォーム費用	【移住支援金】東かがわ市東京圏UJIターン移住支援補助金 【補助対象者】 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上東京23区に在住、または東京圏(条件不利地域を除く)に直近5年以上在住し、かつ東京23区に所在する事業所に通勤していた者等が東かがわ市に移住し、中小企業等に就業、プロフェッショナル人材事業等を利用して就業または起業した者、もしくは自己の意思で移住しテレワークを行う者に、移住に要する費用を補助。 ※市外に転出した場合は、返還義務が発生します。 【補助額】 2人以上の世帯100万円/単身の場合60万円(18歳未満の世帯員1人につき100万円加算)	【その他】東かがわ市お試し暮らし潜在助成金交付事業 東かがわ市への移住準備等のため、東かがわ市内の宿泊施設に宿泊した場合、1人当たり1泊3,000円、3泊分同行者3名までを限度に助成 【その他】東かがわ市未来創生就業定住促進事業助成金 若者の就業及び定住を促進するため、要件を満たす者に対し、就労奨励と奨学金償還支援を行います。 ①新規就業者若しくは新規創業者 ※高校・大学等に就学した者が令和3年度以降に卒業し、卒業後3年以内に就職、または創業した者 ※正規雇用者(就業先、創業先は市内、市外は問わない) ②30歳未満である者(基準日を毎年度4月1日として、29歳以下の者) ③助成金交付申請日に東かがわ市の住民基本台帳に記載されている者 他 ○就労奨励金 一律50,000円 ○奨学金償還支援 最大360,000円 (1か月最大10,000円×最大36か月)							
三豊市	○	○			○						○	【移住支援金】三豊市東京圏UJIターン移住支援補助金 【補助対象者】 移住直前の10年間のうち、通算5年以上かつ直前の連続した1年以上、東京23区に在住または東京圏(条件不利地域を除く)に在住し東京23区内への通勤・通学をしていた者が三豊市に移住し、中小企業等に就業または起業した場合、またはプロフェッショナル人材事業等を利用して就業した場合、もしくは自己の意思で移住し、テレワークを行う場合に、移住に要する費用を補助 【補助額】 2人以上の世帯100万円/単身の場合60万円 18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合、1人につき30万円	【結婚新生活補助】三豊市結婚新生活支援事業補助金 若者の新婚新生活を支援するために、住宅取得費用・住宅賃借費用・引越費用・リフォーム費用の一部を補助 【補助対象者】 ・夫婦いずれかが令和5年4月1日以降に三豊市に転入している。 ・夫婦いずれもの年齢が、婚姻届が受理された時点で39歳以下 ・住宅が三豊市にあり、かつ、三豊市に住居登録を有し、居住している ・夫婦の所得を合算した額が500万円未満 など 【補助額】 世帯上限: 29歳以下60万円、30～39歳30万円	【家賃補助】三豊市移住促進・家賃等補助金事業 県外に3年以上居住した後、令和5年3月31日までに三豊市に転入した方へ、家賃及び初期費用を補助 【補助額】 ・家賃の2分の1(上限2万円)を最大12か月 ・初期費用の2分の1(上限6万円)	【空き家リフォーム補助】三豊市空き家バンクリフォーム・地域経済活性化事業 【補助額】 2分の1(上限100万円) ※市内業者による30万円以上のリフォーム工事が対象										
土庄町	○	○			○						○	【空き家リフォーム補助】土庄町空き家リフォーム事業補助金 土庄町空き家バンクに賃貸借または使用貸借を目的として登録している空き家の所有者と空き家バンク物件購入者に対し、事業対象経費(住宅の改修、家財道具の廃棄等)50万円までの全額及び50万円を超えた額の1/2を助成(限度額100万円) 【補助対象となる物件】 ・購入物件が、空き家バンクに登録された物件であること ・空き家の延べ床面積の2分の1以上を、事業所として3年以上使用する予定であること ・テレワークを行うための環境を整えること など 【補助対象者】 空き家を購入した法人事業者(会社法上の本店が県外にある法人であること)及び個人事業主 【補助額】 1/2(補助上限額400万円)	【家賃補助】移住促進家賃等補助金 民間賃貸住宅に係る費用の一部を補助する。 家賃(1か月最高2万円×24か月)及び初期費用(最高6万円) 対象: ・土庄町に住居登録をした時点の年齢が満50歳未満、または住民票の登録年度末時点において18歳以下の方を扶養し、かつ、同居している方。 ・本町への転入前に郡外で3年以上居住し、町内に定住の意思を持って転入した方 【転入奨励金】移住促進交付金事業 土庄町空き家バンク利用の移住者1人につき5万円(1世帯当たり20万円を上限)を交付	【移住支援金】土庄町東京圏UJIターン移住支援補助金 【補助対象者】 本町へ住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上東京圏(条件不利地域を除く)に在住し、かつ転入直前に連続して1年以上、東京23区内に所在する事業所に通勤した者等が土庄町に移住し、中小企業等に就業または起業した場合、またはプロフェッショナル人材事業等を利用して就業した場合、もしくは自己の意思で移住し、テレワークを行う場合に、移住に要する費用を補助 【補助内容】 2人以上の世帯100万円/単身の場合60万円 子育て世帯加算: 18歳未満の帯同人数×100万円	【結婚新生活補助】土庄町結婚新生活支援補助金 若者の新婚新生活を支援するために、住宅費や引越費用、リフォーム費用に対し補助 【補助対象者】 ・婚姻時の夫婦の年齢がともに39歳以下であること。 ・夫婦が土庄町内に居住していること。 ・夫婦の前年所得の合計額が500万円未満 など 【補助内容】 ・夫婦の年齢がいずれも39歳以下の場合は30万円を上限 ・夫婦の年齢がいずれも29歳以下の場合は60万円を上限	【定住促進住宅取得補助等】土庄町若者住宅取得支援事業補助金 新築住宅の建築または建売住宅の購入費用の一部を補助。 【補助対象者】 ・補助の対象となる住宅の所有者であること ・認定申請日時点で、40歳未満の方で、土庄町の住民基本台帳に登録されている方または対象住宅の取得後に滞滞なく転入する方。 ・土庄町に定住する意思があること など 【補助内容】 補助対象経費の10%(補助上限額100万円) ただし、補助金額加算要件あり(その場合の補助上限額200万円)	【定住促進住宅リフォーム補助】土庄町Uターン者同居リフォーム支援事業補助金 40歳未満のUターン者が町内に居住する親族と同居するため、現住宅をリフォームする際の費用の一部を補助 【補助対象者】 ・リフォームする住宅の所有者で現に居住していること。 ・Uターン者の2親等以内の直系親族であること。 ・交付申請日において、Uターン者が40歳未満であること。 ・実績報告書の提出時において、Uターン者及びその家族がリフォームする住宅に居住し、土庄町の住民基本台帳に登録されていること。 ・Uターン者が、土庄町に定住する意思があること など 【補助内容】 補助対象経費の1/2補助(補助上限額100万円) ただし、Uターン者の家族世帯員がいる場合、Uターン者を除いた世帯員1人につき、補助限度額20万円加算(その場合の補助上限額200万円)	【その他】小豆島移住ガイドツアー 小豆島移住・交流推進協議会(土庄町・小豆島町)として、NPO法人Totieと連携し、小豆島の移住ガイドセミナーを年に数回実施 【移住体験施設運営】土庄町島ぐらし体験の家 2戸(3DK) 土庄町への移住希望者 1日2,000円 1週間～3か月間							

香川県 市町別 移住・定住促進策一覧

市町別	制度の種類										個々の制度の名称・概要													
	住宅取得補助等	空き家バンク補助	リフォーム補助	家賃補助	転入奨励金	奨励金	結婚新生活補助	移住体験	移住支援金	その他	制度(その1)		制度(その2)		制度(その3)		制度(その4)		制度(その5)		制度(その6)		制度(その7)	
											種別・名称	制度概要	種別・名称	制度概要	種別・名称	制度概要	種別・名称	制度概要	種別・名称	制度概要	種別・名称	制度概要	種別・名称	制度概要
小豆島町	○	○	○	○	○			○	○	○	【空き家リフォーム補助】 小豆島町空き家活用事業補助金 【空き家登録事業】小豆島町空き家バンクに賃貸を目的として登録している空き家の所有者と空き家バンク物件購入者(ただし小豆島郡外で3年以上在住したUターン者に限る)に対し、事業対象経費(住宅の改修、家財道具の廃棄等)50万円までの全額及び50万円を超えた額の1/2を助成(限度額100万円)	【家賃補助】 移住促進家賃等補助金 民間賃貸住宅に係る費用の一部を補助する。家賃(1か月最高2万円×24か月)及び初期費用(最高6万円) 対象: ・本町への転入前に郡外で3年以上居住し、町内に定住の意思を持って転入した方 ・小豆島町に住民登録をした時点の年齢が満65歳未満、かつ、補助金申請時に世帯の構成員1名以上が就労していること。	【転入奨励金】 移住定住促進事業交付金 小豆島町空き家バンク利用で満40歳未満の移住者1人につき5万円(1世帯当たり20万円を上限)を交付	【住宅取得補助】 小豆島町若者住宅取得支援事業補助金 【補助対象者】 交付要件の認定申請をする日において満40歳未満の者で、本町に住民登録している者または対象住宅の取得後に滞滞なく転入する者で対象住宅の所有者。ただし、対象住宅の所有者が共有に係るものである場合は、持分が2分の1以上の者で、当該共有者の内から選任された代表者1人とする。等 【補助額】 10分の1(上限額100万円) ※要綱上の加算要件を満たす場合は200万円までを上限とする。	【Uターン者リフォーム補助】 小豆島町Uターン者同居リフォーム支援事業補助金 【補助対象者】 小豆島郡外に連続して2年以上居住している本町出身の者で、定住のために転入するUターン者の親族である所有者 ※Uターン者が申請する日において満40歳未満であること。 【補助率】 2分の1 【補助額】 100万円に定住のために本町へ転入するUターン者家族の人数から1を除いた数に20万円を乗じた金額を加算した額(上限額200万円)	【移住支援金】 小豆島町東京圏Uターン移住支援補助金 【補助対象者】 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住または東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内へ通勤していたこと。かつ住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住または通勤していたこと。小豆島町に移住し、ワクサボかかわりに掲載された移住支援金対象企業に就業し3か月以上就業していること、テレワークにより引き続き東京の業務を行う者、プロフェッショナル人材事業を活用し就業した者、または起業した者に、移住に要する費用を補助 【補助額】 2人以上の世帯100万円/単身の場合60万円 子育て世帯 18歳未満の者1人につき100万円	【その他】 小豆島移住ガイドツアー 小豆島移住・交流推進協議会(土庄町・小豆島町)として、小豆島の移住体験ツアー(小豆島移住ガイドツアー)を年に数回実施 【その他】 就労者向け滞在施設(うえむらシアハウス) 【対象者】 小豆島内で就労される方 費用:24,000~30,000円(月あたり) 利用期間:1か月~							
三木町	○	○	○	○				○	○		【空き家活用促進策及び移住・定住促進策】 三木へきーまい助成金交付制度補助対象者 三木へきーまい助成金交付制度 ※三木町空き家バンクに登録された空き家物件(登録物件)の所有者や登録物件を利活用する移住者を対象 【補助対象者】 三木町に転入した日から3年以上本町を生活の本拠とする意思をもって転入し、住民基本台帳に記録された者(転入した日以前3年間に於いて町外に住所を有していた者)で次のいずれかに該当するもの。 ア 中学生以下の子どもがいる世帯 イ 世帯構成員の夫婦いずれかが満45歳以下の世帯 ウ 町内居住の大学生(県外出身者に限る)で卒業後も引き続き町内に定住する者 エ 満45歳未満の新規いちご就農者	【空き家活用促進策】 ① リフォーム経費助成 ② 家財道具等整理助成 ③ 再生・住まいづくり助成 ④ 住まい購入費助成 三木へきーまい助成金交付制度 ①登録物件(賃貸売買契約済み)に係るリフォーム経費の2分の1(上限100万円)を助成 ②登録物件(賃貸売買契約済み)に係る家財道具等整理経費の10分の10(上限5万円)を助成 限度額を超える場合、超える金額の2分の1(上限5万円)を助成 ③登録物件(賃貸契約済み)に係る固定資産税や家賃を助成 ・固定資産税額相当助成 期間2年間 1年目 年税額の10/10(上限10万円) 2年目 年税額の1/2(上限5万円) ・家賃助成 上限24か月 県外移住者:上限 1万円/月 県内移住者:上限 5千円/月 ④登録物件を取得した場合に、その取得価格の5%(上限30万円)を助成 新規いちご就農者が、農地付き空き家を取得する場合は上限50万円を助成	【移住・定住促進策】 ⑤ 宿泊費助成 ⑥ 住まい準備助成 ⑦ 転校準備助成 三木へきーまい助成金交付制度 ⑤三木町内への移住検討を目的として町内宿泊施設を利用する移住希望者に宿泊費の一部(1人あたり2,000円/泊・2泊を上限)を助成 三木町でいちご栽培する農家で、三木町で就農することを目的とした就農体験のために町内宿泊施設を利用する移住希望者に宿泊費の一部(1人あたり2,000円/泊・7泊を上限)を助成 ⑥住まいの準備として必要な引越しや仲介手数料等の一部を助成 県外移住者:上限6万円 県内移住者:上限3万円 ⑦移住者世帯に町内小学校または中学校へ転校する児童・生徒がいる場合に、転校に必要な学用品等の経費の一部を助成 小学生:3万円/人 中学生:5万円/人	【移住支援金】 三木町東京圏Uターン移住支援補助金 【補助対象者】住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住または東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内へ通勤していた者等が、三木町に移住し、中小企業等に就業、起業、テレワークし、または関係人口と認められた場合に、移住に要する費用を補助(ただし、町へ転入する直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住または東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと) ※三木町から転出した場合は、返還義務が発生します。 ※補助対象者を含む全ての世帯員が、三木へきーまい助成金の交付を受けていないこと。 【補助額】 2人以上の世帯100万円/単身の場合60万円 子育て世帯加算 18歳未満の者1人につき100万円	【空き家活用促進策】 三木町移住促進・空き家活用型事業所整備補助金 法人事業者または個人事業主に対して、事業者が購入した空き家を事業所として改修する事業に要する経費のうち、家屋改修費・通信環境整備費を補助する。 【補助額】 2分の1(法人事業者:400万円、個人事業主:200万円を上限)									
直島町		○									【空き家リフォーム補助】 直島町空き家改修等事業補助金 直島町空き家・空き地バンクに登録されている物件で、空き家・空き地バンクの物件登録者または利用登録者が改修等を行う場合に補助対象経費の1/2を補助する。同一物件に対し1回限り。 ①空き家の改修工事(町)補助対象経費の1/2で上限100万円(県)町の上限100万円を超える場合に、超えた部分の補助対象経費の1/2で上限50万円 「町+県」→最高で150万円 ②空き家の家財道具等の運搬・処分(町)補助対象経費の1/2で上限5万円(県)町の上限5万円を超える場合に、超えた部分の補助対象経費の1/2で上限5万円 「町+県」→最高で10万円													
宇多津町		○		○							【空き家リフォーム補助】 宇多津町移住促進・空き家改修等事業補助金 空き家バンク登録物件の所有者または利用者に対し、リフォーム等の経費の1/2を補助。補助上限額は次のとおり ①空き家のリフォーム(上限100万円) ②不要物撤去(上限10万円)	【空き家リフォーム補助】 宇多津町移住促進・空き家活用型事業所整備補助金 テレワーク等による移住を促進するため、事業者が購入した空き家を事業所として改修する際に経費の一部を補助 【補助対象】 家屋改修費、通信環境整備費 【補助額】 対象経費の2分の1 法人事業者 上限400万円 個人事業主 上限200万円 ※ただし、対象経費の合計額が50万円未満の場合は、補助対象としない。	【家賃補助】 宇多津町新婚等世帯家賃補助金 40歳未満の新婚夫婦またはパートナーを含む世帯が町内の民間賃貸住宅に居住した場合に、条件を満たす限り、1世帯当たり1万円を補助(最長24か月)	【移住支援金】 宇多津町東京圏移住支援補助金 【補助対象者】 移住直前の10年間のうち、通算5年以上かつ直前の連続した1年以上、東京23区内に在住または東京圏(条件不利地域を除く)に在住し東京23区内への通勤・通学をしていた者が宇多津町に移住し、中小企業等に就業または起業した場合、またはプロフェッショナル人材事業等を利用して就業した場合、もしくは自己の意思で移住し、テレワークを行う場合に、移住に要する費用を補助 【補助額】 2人以上の世帯100万円/単身の場合60万円(18歳未満世帯員を帯同の場合は、1人につき100万円を加算)	【結婚新生活補助】 宇多津町結婚新生活支援事業補助金 若者の結婚新生活を応援するために住宅費(取得・賃貸)、引越費用及びリフォーム費用の一部を補助 【補助対象者】 ・夫婦いずれもの年齢が、婚姻届が受理された時点で40歳未満である。 ・夫婦の所得が合わせて500万円未満である。 【補助額】 ・夫婦いずれもが29歳以下 上限60万円 ・夫婦いずれもが39歳以下 上限30万円 【対象経費】 ・婚姻を機に支払った住宅費(購入費、賃借料、礼金、仲介手数料)、引越費用及びリフォーム費用									

香川県 市町別 移住・定住促進策一覧

	制度の種別										個々の制度の名称・概要														
	補助等	住宅取得補助	空き家リフォーム補助	家賃補助	転入奨励金	奨励金	結婚新生活補助	施設運営	移住体験	移住支援金	その他	制度(その1)		制度(その2)		制度(その3)		制度(その4)		制度(その5)		制度(その6)		制度(その7)	
												種別・名称	制度概要	種別・名称	制度概要	種別・名称	制度概要	種別・名称	制度概要	種別・名称	制度概要	種別・名称	制度概要	種別・名称	制度概要
綾川町	○	○	○	○			○		○	○		【住宅取得補助等】 綾川町定住促進補助金交付事業	40歳以下で、転入・転居を伴い、住宅を取得(建替えを含む)した場合に取得価格の10分の1の額を補助(上限100万円)。ただし、新築等を行った住宅が旧綾上地区地域内に存する場合は、上限200万円)	【空き家リフォーム補助】 綾川町空き家リフォーム事業補助金	空き家バンク登録物件の所有者または利用者に対し、リフォーム等の経費の1/2を補助。補助上限額は次のとおり ①空き家のリフォーム(上限100万円) ②家財道具処分(上限10万円)	【住宅取得・改修補助】 綾川町家族支え合い支援事業補助金	家族の支え合いによる安心な暮らしの実現のため、直系親族の2つ以上の世帯が新たに町内で同居するために40歳以下の方が住宅を取得、またはリフォームする場合に補助金を交付。 【補助対象者】 令和5年4月1日以後において、直系親族の2つ以上の世帯が町内で新たに同居するための住宅を取得し、またはリフォームする方で、補助金の交付を申請する日において、40歳以下 【補助額】 補助金の額は、補助対象事業費に2分の1を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、100万円を限度とする。 ※ここでいう同居とは、既存住宅の同一敷地又はその敷地に隣接する土地に居住する場合を含む。 ※既存住宅に隣接する土地に住宅を取得する場合には、綾川町若者定住促進補助金との併用が可能。 ※この補助金は、【事前審査申込】が必要。【事前審査申込】は、工事請負契約又は売買契約の締結前に行うこと。	【家賃補助】 綾川町JUU(移住)ターンの促進住宅支援事業補助金	40歳以下の複数の世帯の者が町内の民間賃貸住宅に居住した場合に1世帯当たり月額2万円を補助(最長24か月) 40歳以下の複数の世帯の者が町内の民間賃貸住宅に居住した場合に1世帯当り6万円の初期費用を補助(1回限り)	【結婚新生活補助】 綾川町結婚新生活支援事業補助金	若者の新婚新生活を支援するために、住宅費や引越費用の一部を補助 【補助対象者】 ・夫婦いずれもが年齢が、婚姻届が受理された時点で40歳以下である。 ・住宅が綾川町にあり、かつ、夫婦いずれもが綾川町に住居登録を有し、現に居住している。 ・夫婦の所得を合算した額が500万円未満 など 【補助額】 ・夫婦いずれもが29歳以下 上限60万円 ・夫婦いずれもが40歳以下 上限30万円 【対象経費】 ・住宅費 ・引越費用 ・リフォーム費用	【移住支援金】 綾川町東京圏JUUターンの移住支援補助金	【補助対象者】 綾川町へ住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住または東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をし、かつ綾川町へ住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住または東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていた者に、移住に要する費用を補助。 【補助額】 2人以上の世帯100万円/18歳未満の者1人につき100万円を加算/単身の場合60万円	【その他】 綾川町ふるさと同窓会応援事業補助金	ふるさとの良さを再認識してもらい、Uターン、定住促進及び関係人口の創出を図るため、学校等の卒業生による同窓会に要する費用の一部を助成するもの。
琴平町	○	○	○	○			○		○			【住宅取得補助】 若者の住宅取得に係る購入費への補助	申請日において満40歳以下の若者が、琴平町内で自己名義の新築・中古住宅を取得するときに、取得費用の一部を補助する。 ○新築住宅を購入する場合 住宅取得費の5% (上限100万円) ○中古住宅を購入する場合 住宅取得費の5% (上限50万円)	【空き家リフォーム補助】 琴平町空き家リフォーム補助金	空き家バンクを通じ売買または賃貸借された空き家のリフォームに要する補助対象事業費に2分の1を乗じて得た額(上限100万円)	【リフォーム補助】 琴平町住宅リフォーム助成金 (ことひらハッピーリフォーム助成事業)	築3年以上の住宅の改修費用を助成費用の20% (上限20万円)	【結婚新生活補助】 琴平町結婚新生活支援補助金	町内で新婚生活を送る、夫婦いずれも年齢が29歳以下かつ夫婦の所得の合算が500万円未満の世帯を対象に、婚姻を機に支払った住居費や引越費用の一部を補助します。(諸要件あり。詳細はお問い合わせください。) ○ 補助金 住宅の取得費、住宅賃借費用(賃料、共益費、敷金、礼金、仲介手数料)、引越費用及び住環境等に係る費用を合わせた額 ① 夫婦いずれもが29歳以下の場合60万円上限 ② 夫婦いずれもが39歳以下の場合30万円上限 ※ 申請した年度に受給した補助金の額が上限に満たなかった場合、上限額に達するまでの差額分を次年度に継続して申請することが可能	【移住支援金】 琴平町東京圏移住支援補助金	【補助対象者】 琴平町へ住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住または東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をし、かつ琴平町へ住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住または東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていた者に、移住に要する費用を補助。 【補助額】 2人以上の世帯100万円/単身の場合60万円 子育て世帯加算 18歳未満の者1人につき100万円				
多度津町		○	○	○			○		○	○		【空き家リフォーム補助】 多度津町空き家改修支援事業補助金	空き家バンク登録物件の所有者または利用者に対して、その物件のリフォーム等に要する費用の一部を補助します。 ○ 補助額 リフォームに要した費用の2分の1(上限100万円。町内業者による施工が必要。)	【空き家リフォーム補助】 多度津町移住促進・空き家活用型事業所整備補助金	空き家バンク登録物件を購入した香川県外の法人事業者または香川県外から多度津町へ移住する個人事業主に対し、その物件をテレワークを行うための環境を整えた事業所として改修する際に要する費用の一部を補助します。 ○ 補助額 リフォームに要した費用の2分の1(① 法人事業者の場合、上限400万円。② 個人事業者の場合、上限200万円。原則として、町内業者による施工が必要。)	【家賃補助】 多度津町移住促進家賃補助金	香川県外に3年以上居住し、令和6年4月1日以降に多度津町へ転入した、40歳未満の単身世帯、ともに40歳未満の夫婦(※)を含む世帯または3親等以内の未成年の親族を含む世帯に、住宅の賃借に要する費用の一部を補助します。 ※婚姻届を提出し、受理された2人または多度津町パートナーシップの宣誓をし、証明書等の交付を受けた2人を含む ○ 補助額 1か月あたりの家賃の半額 (上限2万円×連続する12か月)	【移住支援金】 多度津町東京圏移住支援事業補助金	東京圏から多度津町へ移住し、中小企業等に就業、専門人材として就業、テレワークを実施または起業した人に、移住に要する費用を補助します。(諸要件あり。詳細はお問い合わせください。) ○ 補助金 ① 単身世帯の場合60万円 ② 2人以上の世帯の場合100万円 ③ ②のうち、18歳未満の世帯員を帯同して移住した場合、18歳未満の者1人につき100万円を加算	【結婚新生活補助】 多度津町結婚新生活支援補助金	多度津町内で新婚生活を送る、夫婦いずれも年齢が39歳以下かつ夫婦の所得の合算が500万円未満の世帯を対象に、婚姻を機に支払った住居費や引越費用の一部を補助します。(諸要件あり。詳細はお問い合わせください。) ○ 補助金 住宅の取得費、住宅賃借費用(賃料、共益費、敷金、礼金、仲介手数料)、引越費用及び住環境等に係る費用を合わせた額 ① 夫婦いずれもが29歳以下の場合60万円上限 ② 夫婦いずれもが39歳以下の場合30万円上限 ※ 申請した年度に受給した補助金の額が上限に満たなかった場合、上限額に達するまでの差額分を次年度に継続して申請することが可能	【その他】 多度津町空き家等を活用した地域創生事業補助金	多度津町内にある空き家等を活用して、多度津町への移住・定住または地域内外の交流を促進する地域創生事業を行う団体に対し、事業の実施に要する経費を補助します。 ○ 補助額 ① 空き家等の改修などに要した費用の3分の2(上限100万円) ② 空き家等を活用した体験活動及びPR活動等に要した費用の3分の2(上限50万円)		
まんのう町	○	○							○			【住宅取得補助】 若者の住宅取得に係る購入費への補助	申請日において満40歳以下の若者が、まんのう町内で自己名義の新築・中古住宅を取得するときに、取得費用の一部を補助する。 ○住宅取得費の5% (契約相手方が町内事業者の場合は上限150万円、町外事業者の場合は上限100万円) 中古住宅を購入する場合 ○住宅取得費の5% (上限50万円) 平成27年4月1日～平成32年3月31日まで5年間(予定) 令和7年3月31日まで条例延長済み (予算は毎年度協議)	【住宅取得補助】 まんのう町水道給水管布設工事補助金	移住及び定住並びに企業誘致の推進を図るために、新たに本町内に水道給水管を布設しようとする者に対し、布設工事に要した費用の一部を補助する。 「給水管」とは、既存の配水管(水道本管)から水道量水器までの個人及び事業者が所有する設備等のことを指す。 【補助額】 補助金の額は、布設延長が5mを超える部分に対して1mあたり5,000円とし、補助対象経費を上限として限度額は50万円とする。	【空き家リフォーム補助】 空き家リフォーム事業補助金	空き家バンク登録物件の所有者または利用者に対し、リフォーム等の経費の1/2を補助。補助上限額は次のとおり ①空き家のリフォーム(上限100万円) ②家財道具処分(上限10万円)	【移住支援金】 まんのう町東京圏移住支援事業補助金	【補助対象者】 住民票を移す直前の10年間のうち、通算して5年以上、東京23区内に在住していた、または東京圏(条件不利地域を除く)に在住し、東京23区内に通勤していた者で、かつ本町へ転入する直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住していた、または東京圏(条件不利地域を除く)に在住し、東京23区内に通勤していた者等がまんのう町に移住し、中小企業等に就業、プロフェッショナル人材事業等を利用して就業または起業した者、もしくは自己の意思で移住しテレワークを行う者に、移住に要する費用を補助 【補助額】 2人以上の世帯100万円/単身の場合60万円 子育て世帯加算 18歳未満の者1人につき30万円						